

平成 26 年度第 1 回岩手県子ども・子育て会議
幼保連携型認定こども園部会

日時：平成 27 年 3 月 16 日（月）13：30～14：30
場所：盛岡地区合同庁舎 5 階研修室

○高橋少子化・子育て支援担当課長

只今から、平成 26 年度第 1 回岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会を開会いたします。

私は、子ども子育て支援課少子化・子育て支援担当課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日まで出席いただいている委員の皆様は、委員総数 10 名のうち、8 人であり、過半数に達しておりますので、岩手県子ども・子育て会議条例第 5 条第 4 項において準用します第 4 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の会議は、公開となっておりますので、ご了承願います。

開会に当たりまして、子ども子育て支援課総括課長の南からご挨拶を申し上げます。

○南子ども子育て支援課総括課長

お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様におかれましては、日ごろから認定こども園、保育所、幼稚園の運営にご尽力いただき、また、本県の児童福祉行政、そして教育行政の推進にあたりまして多大なるご支援、ご協力を賜っていることに対しまして、改めまして感謝申し上げます。

子ども・子育て支援新制度はいよいよ来月 1 日からスタートということになりました。

残された準備期間も、あと 2 週間となっているところであり、県、市町村や保育サービスを提供する認定こども園、保育所、幼稚園におかれましても各種の準備を進めているところでございます。

当部会は、昨年 2 月の子ども・子育て会議で設置をお認めいただき、昨年 10 月の子ども子育て会議条例の一部改正を経て設置されたものであります。

改正後の認定こども園法の規定に基づきまして、幼保連携型認定こども園の設置の認可にあたり、審議会の意見を聴くこととされているものでございます。

本日の審議案件は 4 件でございます。

いずれの施設も、現在、保育所又は幼稚園として運営している施設から、新たに幼保連携型認定こども園に移行しようとするものでありまして、先般、子ども・子育て会議において認めていただきました県の子ども子育て支援事業支援計画における確保方策の中にも見込まれているものでございます。

また、本県におきましては、認定こども園の設置を促進するために、既存の保育所又は幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行を行う場合は、条例に定める基準を満たし、また、認定こども園法に定める欠格事由に該当しないと認められる場合は、原則として認可を行うこととしているものでございます。

こういった観点から本日は委員の皆様方それぞれのご専門の立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長

本日の出席者のご紹介については、お手元に配付しております出席者名簿をもって代えさせていただきます。

次に、3会長及び副会長選出についてお諮りします。

条例の第5条第4項の規定により準用する、第3条第1項の規定により会長及び副会長は、委員の互選によることとされております。

会長及び副会長について、どなたかご推薦をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○藤本委員

会長に大塚委員さんを、副会長に橋本委員さんを推薦いたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長

只今、会長に大塚委員、副会長に橋本委員が推薦されましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、会長を大塚委員様に、副会長を橋本委員様にお願いすることといたします。

それでは、大塚委員、会長席にご移動をお願いします。

それでは、会長、副会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○大塚委員

今、ご推薦いただき会長につかさせていただきます大塚です。どうぞよろしく願いいたします。

初めての会議です。これからおそらく認定こども園に入ってくる幼稚園、保育園さんがますます増えてくると思います。

これから何度かこの会議を開かせていただきますので、皆さんの忌憚のないご意見を聞かせていただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○橋本委員

副会長にご推薦いただきました橋本です。

よろしく願いいたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長

次に、4議題に入ります。条例の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を大塚会長さんをお願いいたします。

今回は、設置の認可が4件でございます。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○大塚委員

皆様のご協力をいただきながら、務めて参りたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議題に入ってまいります。

議題の1としまして、幼保連携型認定こども園の設置の認可ということで、お手元に配付しております資料1のとおり、岩手県知事から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可について、当部会の意見を求められております。

議題につきまして、事務局から説明をお願いします。

○大内主任主査

では、資料2をご覧ください。

まず、幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要についてご説明いたします。

幼保連携型認定こども園の定義であります、1の(1)に記載しておりますが、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設であります。

ここでいうこの法律とは、※1に記載しておりますが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、改正後の認定こども園法のことでございます。

現行制度における幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園の要件に適合している旨の認定を受けた幼稚園及び保育所であり、あくまで幼稚園及び保育所との位置づけでありましたが、新制度施行後においては、幼稚園及び保育所ではなく、幼保連携型認定こども園という新たな施設種別となるものでございます。

次に設置主体であります、これは国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人とされております。

次に、認可等の主体であります、これは都道府県知事、指定都市の長、中核市の長とされておりますので、本県の場合は、盛岡市内に所在する施設については盛岡市において

認可を行い、盛岡市以外に所在する施設については県で認可を行うこととなります。

なお、公立の施設等については県への設置の届出を行うことにより設置が可能とされておりますので、認可の対象となる施設は、学校法人立及び社会福祉法人立の施設となります。

次に、審議会の意見聴取についてであります。都道府県知事は、アからウまでの認可等をしようとするときは、あらかじめ法第 25 条に規定する審議会の意見を聴かなければならないこととされております。本県においては、岩手県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会を当該審議会として位置づけているものでございます。

意見聴取の対象となる事項は、設置の認可・廃止等の認可、事業停止命令・閉鎖命令及び認可の取消しとなりますが、本日は、この中の設置の認可について、ご意見をお伺いするものでございます。

次に、幼保連携型認定こども園の設置基準についてであります。これは県において、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例により、その設置基準を定めているものでございます。

なお、この条例は、国が定める基準に従い、又はそれを参酌して定めているものであり、国が定める基準と同様の基準を県の基準としているものでございます。

次に認可の適否についてであります。法令上の取扱いとしては、条例で定める基準に適合し、かつ犯罪歴等の欠格事由に該当しないと認められる場合は、認可をするものとされているものでございます。

ただし、幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、子ども・子育て支援事業支援計画に定める必要利用定員総数に既に達している場合、確保対策が量の見込を上回っている場合等は認可をしないことができることとされております。

本県の認可の方針であります。本県においては、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画において、幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針としているものでございます。

なお、本日、審議をいただく 4 件につきましては、すべて岩手県子ども・子育て支援事業支援計画における確保対策の内数となるものでございます。

次に 2 ページ目をご覧ください。

現行の幼保連携型認定こども園の認定の取扱いについてであります。現行制度において幼保連携型認定こども園の認定を受けた私立施設、幼稚園及び保育所については、平成 27 年 4 月 1 日時点において、新たな幼保連携型認定こども園の設置の認可があったものとみなされ、幼稚園の認可及び保育所の認可は失効することとなるものでございます。

なお、公立の施設については、この、みなし認可の対象とはなりませんので、別途、新制度における幼保連携型認定こども園の設置の届出及び現行の幼稚園及び保育所の廃止の

手続きが必要となるものでございます。

次に、県内の幼保連携型認定こども園の設置状況についてであります。中段の表のとおり、公立施設が4箇所、私立施設が19箇所の合計23箇所が、幼保連携型認定こども園の認定を受けているものでございます。

繰り返しとなりますが、このうち私立施設については、平成27年4月1日時点において、新たな幼保連携型認定こども園の設置の認可があったものとみなされ、幼稚園の認可及び保育所の認可は失効することとなるものでございます。

最後に、本日の意見聴取の対象となる施設についてであります。下段の表の4件となります。

認可基準への対応状況等の詳細については別途ご説明いたしますが、いずれの施設も、平成27年4月1日付けで、幼稚園又は保育所から、幼保連携型認定こども園への移行を行うものでございます。

以上が、幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要でございます。

続きまして、資料3ページをご覧ください。

1件目の、認定こども園一関幼稚園についてご説明いたします。

はじめに3ページの資料で施設の概要を説明しまして、その後4ページの資料で設置基準への対応状況についてご説明をいたします。

まず3ページであります。施設名は、右上に記載のとおり認定こども園一関幼稚園でございます。

施設の所在地は一関市、施設の設置者は学校法人願成寺学園でございます。

利用定員は、3歳未満児が30人、3歳以上児が150人の合計180人でございます。

現在、一関幼稚園は、幼稚園として運営を行っておりますが、平成26年度において、新たに幼保連携型認定こども園の園舎を新築し、当該園舎において、幼保連携型認定こども園の認可を取得するものでございます。

中段にまいりまして、園舎の床面積は1,529.79㎡、園庭の面積は684.35㎡でございます。

給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理又は外部搬入で給食を提供するものでございます。

子育て支援事業につきましては、地域住民等を対象とした子育て支援相談等を実施するものでございます。

次に4ページをご覧ください。

設置基準への対応状況でございますが、まず、(1)の学級編制についてであります。右側に基準を記載しておりますが、幼保連携型認定こども園においては、満3歳以上の園児について1学級35人以下で学級を編制することとされており、各学級毎に学級担任を1人以上置くこととされております。

申請内容は、25 人編制の学級を 6 学級、学級担任を 6 人配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(2) の職員配置についてであります。右側に基準を記載しておりますが、保育教諭にかかる幼保連携型認定こども園の配置基準は、満 4 歳以上児 30 人につき 1 人以上、満 3 歳児 20 人につき 1 人以上、満 1 歳児及び満 2 歳児 6 人につき 1 人以上、0 歳児 3 人につき 1 人以上とされており、満 3 歳以上児の教育及び保育に直接従事する職員の数が学級の数を下回るときは、当該学級の数に相当する数を当該職員の数とすることとされております。

この基準により算定した職員配置基準は右側の基準の欄に記載のとおり、13 人以上となりますが、申請内容は 18 人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は必置とされておりますが、申請内容は 3 人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(3) の設備等についてであります。

まず、園舎の構造の基準は原則として 2 階建て以下とされておりますが、申請内容は 2 階建てでありますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積であります。この基準は、右側の基準欄に記載のとおり、学級数による算定面積と、3 歳未満の園児数による算定面積を合計した面積以上とされております。この基準により算定した基準は 793.26 m²以上とされておりますが、申請内容は 1,529.79 m²とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園庭の面積であります。この基準は、右側の基準欄に記載しておりますが、学級数による算定面積と 3 歳以上の園児数による算定面積を比較していずれか大きい面積に、2 歳の園児数による算定面積を加えた面積以上とされております。

この基準により算定した基準は 679.60 m²以上とされておりますが、申請内容は 684.35 m²とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、保育室等の面積であります。この基準は、右側の基準欄に記載しておりますが、乳児室は満 2 歳未満の園児のうちほふくしないもの 1 人につき 1.65 m²、ほふく室は 満 2 歳未満の園児のうちほふくするもの 1 人につき 3.3 m²、保育室は満 2 歳以上の園児 1 人につき 1.98 m²とされております。

この基準により算定した各居室の面積は、右側の基準欄のとおりでございます。申請内容はすべてこの基準を満たしているものでございます。

次に、(4) の運営についてであります。教育週数の基準は年間 39 週以上とされており、また子育て支援事業としては、子どもの養育に関する地域住民からの相談に応じる教育保育相談事業の実施が必須とされておりますが、申請内容は、教育週数が年間 39 週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て支援相談を行うこととされておりますので、基準を満たしているものでございます。

最後に、(5)の欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を満たしているものでございます。

以上が、認定こども園一関幼稚園の申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしくお願いたします。

○大塚委員

ご説明ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

(質問等無し)

特にご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

ありがとうございます。

では、次の施設について、事務局から説明をお願いします。

○大内主任主査

では、資料5ページをご覧ください。

2件目の、幼保連携型認定こども園駒形保育園についてご説明いたします。

まず5ページであります。施設名は、右上に記載のとおり幼保連携型認定こども園駒形保育園でございます。

施設の所在地は奥州市、施設の設置者は社会福祉法人駒形会でございます。

利用定員は、3歳未満児が105人、3歳以上児が140人の合計245人でございます。

現在、駒形保育園は、保育所として運営を行っており、当該保育所の園舎を利用して、幼保連携型認定こども園の認可を取得するものでございます。

中段にいきまして、園舎の床面積は1,386.64㎡、園庭の面積は1,308.48㎡でございます。

給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございます。

子育て支援事業につきましては、地域住民等を対象とした子育て支援相談等を実施するものでございます。

次に6ページをご覧ください。

設置基準への対応状況でございますが、まず、(1)の学級編制についてであります。基準の考え方の詳細は先ほど説明いたしましたので省略させていただきますが、申請内容

は、17人編制の学級を2学級、16人編制の学級を1学級、15人編制の学級を6学級、学級担任を9人配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(2)の職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は32人以上となりますが、申請内容は35人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は9人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(3)の設備等についてであります。

まず、園舎の構造は1階建てでありますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積であります。設置基準は1,288.95㎡以上とされておりますが、申請内容は1,386.64㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園庭の面積であります。設置基準は1,012.00㎡以上とされておりますが、申請内容は1,308.48㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、保育室等の面積であります。いずれの設備におきましても、申請内容は設置基準により算定した面積以上を確保しておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(4)の運営についてであります。申請内容は、教育週数が年間45週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て相談を行うこととされておりますので、基準を満たしているものでございます。

最後に、(5)の欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を満たしているものでございます。

以上が、幼保連携型認定こども園 駒形保育園の申請内容と設置基準への対応状況でございます。

よろしく願いいたします。

○大塚委員

2件目の件につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

(質問等無し)

特にご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

ありがとうございます。

では、3件目についてお願いします。

○大内主任主査

では、資料7ページをご覧ください。

3件目の、認定こども園日高ななつ星についてご説明いたします。

まず7ページであります。施設名は、右上に記載のとおり認定こども園日高ななつ星でございます。

施設の所在地は奥州市、施設の設置者は学校法人日高学園でございます。

利用定員は、3歳未満児が12人、3歳以上児が200人の合計212人でございます。

現在、日高ななつ星は、幼稚園として運営を行っており、また、幼稚園型認定こども園の認定を受けているものであります。当該幼稚園の園舎を利用して、幼保連携型認定こども園の認可を取得するものでございます。

中段にまいりまして、園舎の床面積は799.07 m²、園庭の面積は2,228.20 m²でございます。

給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理又は外部搬入で給食を提供するものでございます。

子育て支援事業につきましては、地域住民等を対象とした教育・保育の相談窓口の設置等を実施するものでございます。

次に8ページをご覧ください。

設置基準への対応状況でございますが、

まず、(1)の学級編制についてであります。申請内容は、30人編制の学級を2学級、35人編制の学級を4学級、学級担任を6人配置することとしておりますので、設置基準を満たしているものでございます。

次に、(2)の職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は10人以上となります。申請内容は11人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は4人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(3)の設備等についてであります。

まず、園舎の構造の申請内容は1階建てでありますので、設置基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積であります。設置基準は743.76 m²以上とされておりますが、申請内容は799.07 m²とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、園庭の面積であります。設置基準は699.60 m²以上とされておりますが、申請内容は2,228.20 m²とされておりますので、設置基準を満たしているものでございます。

次に、保育室等の面積であります。ここは満2歳以上児のみの利用定員を設定する施設でありますので、乳児室及びほふく室は設置されておられません。

また、保育室についてであります。本来の基準は右の基準欄のカッコ内に記載しているとおり 419.76 m²以上であり、申請内容は 312.15 m²ですので設置基準を満たさないこととなりますが、幼稚園からの移行特例を適用することにより、この面積基準の適用をしないこととなりますので、基準を満たすこととなるものでございます。

幼稚園からの移行特例についてご説明いたしますが、現行の幼稚園については、国の幼稚園設置基準において園舎の面積の基準はございますが、保育室の面積の基準がございません。

新たな幼保連携型認定こども園の保育室の面積の基準は、現行の保育所の基準と同様の基準としているところであります。国の幼稚園設置基準においては保育室の面積の基準がございませんので、幼稚園の中には、新たな幼保連携型認定こども園の保育室の面積基準を満たさない場合がございます。

このような状況を踏まえまして、既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園へ円滑に移行ができるよう、当分の間の措置として、既存の幼稚園の園舎を利用して幼保連携型認定こども園の認可を受けようとする場合は、保育室の面積基準を適用しないことができるとの経過措置を設けているものでございます。

次に、(4)の運営についてであります。申請内容は、教育週数が年間 41 週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として教育・保育の相談窓口の設置を行うこととされており、基準を満たしているものでございます。

最後に、(5)の欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を満たしているものでございます。

以上が、認定こども園日高ななつ星の申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしく願いいたします。

○大塚委員

幼稚園からの移行の特例が適用されているようですが、皆さんの方からご意見はございますでしょうか。

(意見無し)

特にご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

ありがとうございます。

それでは、4件目をお願いいたします。

○大内主任主査

では、資料9ページをご覧ください。

4件目の、認定こども園日高さくらの木についてご説明いたします。

まず9ページであります、施設名は、右上に記載のとおり認定こども園日高さくらの木でございます。

施設の所在地は奥州市、施設の設置者は、先ほどの日高ななつ星と同様に学校法人日高学園でございます。

利用定員は、3歳未満児が33人、3歳以上児が42人の合計75人でございます。

現在、日高さくらの木は、保育所として運営を行っており、当該保育所の園舎を利用して、幼保連携型認定こども園の認可を取得するものでございます。

中段にまいりまして、園舎の床面積は493.00㎡、園庭の面積は935.00㎡でございます。

給食の提供状況であります、全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございます。

子育て支援事業につきましては、地域住民等を対象とした教育・保育の相談窓口の設置等を実施するものでございます。

次に10ページをご覧ください。

設置基準への対応状況でございますが、

まず、(1)の学級編制についてであります、申請内容は、14人編制の学級を3学級、学級担任を3人配置することとしておりますので、設置基準を満たしているものでございます。

次に、(2)の職員配置についてであります、保育教諭の配置基準は10人以上となりますが、申請内容は13人の職員を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

また、調理員は2人を配置することとしておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(3)の設備等についてであります、

まず、園舎の構造は1階建てでありますので、設置基準を満たしているものでございます。

次に、園舎の面積であります、本来の基準は右の基準欄のカッコ内に記載しているとおり498.21㎡以上であり、申請内容は493.00㎡ですので設置基準を満たさないこととなりますが、保育所からの移行特例を適用することにより、面積基準が161.37㎡以上となりますので、基準を満たすこととなるものでございます。

保育所からの移行特例についてご説明いたしますが、現行の保育所については、保育室等の設備の面積の基準はございますが、園舎の面積の基準がございません。

新たな幼保連携型認定こども園の園舎の面積の基準は、3歳以上児については現行の幼稚園の基準と同様に学級数で算定した面積とし、3歳未満児については現行の保育所の保

育室等の設備の基準面積を合計した面積としているところではありますが、現行の保育所においては、園舎の面積の基準がございませんので、保育所の中には、新たな幼保連携型認定こども園の園舎の面積基準を満たさない場合がございます。

このような状況を踏まえまして、既存の保育所が幼保連携型認定こども園へ円滑に移行ができるよう、当分の間の措置として、既存の保育所の園舎を利用して幼保連携型認定こども園の認可を受けようとする場合は、新たな幼保連携型認定こども園の園舎の面積の基準のうち、3歳以上児にかかる学級数で算定した面積を適用しないことができるとの経過措置を設けているものでございます。

次に、園舎の面積ではありますが、設置基準は439.60㎡以上とされておりますが、申請内容は935.00㎡とされておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、保育室等の面積ではありますが、乳児室及びほふく室は設置基準を満たしており、また、保育室は遊戯室との兼用が可能とされておりますので、保育室と遊戯室を兼用とすることにより、保育室についても設置基準により算定した面積以上を確保しておりますので、基準を満たしているものでございます。

次に、(4)の運営についてではありますが、申請内容は、教育週数が年間41週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として教育・保育の相談窓口の設置を行うこととされておりますので、基準を満たしているものでございます。

最後に、(5)の欠格事由についてではありますが、申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を満たしているものでございます。

以上が、認定こども園 日高さくらの木の申請内容と認可基準への対応状況でございます。

よろしく願いいたします。

○大塚委員

只今の件につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

(質問等無し)

特にご意見がないようですので、認可を適としてよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

ありがとうございます。

以上、4件について審議いただきました。審議いただいたとおり、4件の認可の適・不適について、適ということで知事に答申したいと思っております。

事務局から、答申書の案の配付をお願いします。

(事務局から答申書(案)を各委員に配付)

お手元に配付した案のとおり、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、このとおり答申することといたします。

次に、その他ですが、皆様から何かございませんか。

○藤本委員

教育週数について基準上は39週以上とされているところですが、本日の申請内容を見ると、基準ぎりぎりの39週の施設のほか、45週実施するという施設もありますが、県としては何週以上実施すべきなどの指導等をしているのでしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長

基本的には、設置認可に当たり認可基準条例に定める基準に基づき審査を行っているものであり、39週以上というものがクリアされていれば、それ以上については指導等は行っていないところであります。

施設側におきましては、自分達の教育週数等について保護者の方々に説明をした上で園児の募集を行い、それに同意した方々が当該施設に集まってくるものでありますので、それぞれの地域又は施設の実情に応じ、教育週数等の設定が行われるものと認識しております。

○藤本委員

園舎の面積及び保育室等の面積に係る保育所又は幼稚園からの移行特例については、これを適用することにより、本来の基準より狭い場所で保育等を行うこととなります。

せっかく新たな基準を策定したのですから、園児の処遇の向上の観点から、この移行特例によらず、新たな基準を満たすように指導等を行っていただけないでしょうか。

ぜひ、広い園舎で園児の方々に育てていただきたいと願っています。

○南子ども子育て支援課総括課長

ごもつともな御意見だと思います。

国におきましても、非常に短期間で新制度に移行する中であって、特例的な経過措置を

設けながら幼保連携型認定こども園を普及していくこととされたものであります。

しかしながら、一方で、子どもの処遇ということを考えれば、子どもにとって何が大事なのか、子どもの最善の利益を考慮する必要があるがございます。

今回の移行特例は施設側の負担を考慮したものでありますが、子どもの最善の利益を考慮するとすれば、本来あるべき基準に移行していくことが本来の姿だと思われま

す。双方のバランスをいかにとっていくかということが非常に重要だと思われま

す。そのような観点から、新制度に移行するための様々な取組の中で、制度を進めていく中で見直すべきことがある場合には、市町村の方々、保育所・幼稚園の方々、利用者の方々のご意見を聞きながら、国に対してその内容を伝えていきたいと考えているところであります。

今後、市町村、保育所・幼稚園の方々の意見を聞く機会を設けたいと考えておりますので、その中で、只今のご意見も参考にしながら、国に伝えるべき内容については、伝えていこうと考えております。

○大塚委員

移行特例の適用について、それを本来の基準に近づけるために、国の補助金を活用して進めていくことは可能なのでしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長

通常の施設整備に係る補助制度については補助要件を満たす限り活用は可能ですが、補助制度を活用して施設整備を行うか否かについては、設置者の判断となるものであります。

○藤本委員

本日、初めて4施設の認可について答申したものでありますが、今後、設置基準を満たさない施設から認可申請がなされた場合の対応はどうなるのでしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長

設置基準を満たし、かつ、欠格事由に該当しない案件について審議会へ諮問するものがありますので、設置基準を満たさない案件については、審議会への諮問をしないこととなるものであります。

○藤川委員

園舎及び園庭の面積の基準の算式中、学級数による算式の中のカッコの前が×（かける）となっていますが、+（たす）の誤りではないのでしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長

+ (たす) が正しいですので、訂正いたします。

○藤川委員

調書に記載されている数値から施設の実態を想像して見るのですが、例えば、駒形保育園においては、学童保育等を行うこととしているようですが、教育及び保育に従事する者の数が38人とされていますが、この数には、学童保育等に従事する職員の数を含めているのでしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長

この調書に掲載しているのは幼保連携型認定こども園の認可に係る事項でありますので、幼保連携型認定こども園に関する部分の人員のみを記載しているものであります。

学童保育等については、別途、市町村が策定する基準等に基づく必要人員が算定されるものですので、今回の調書の職員数とは別に必要人員が配置されるものでございます。

○藤川委員

その考え方からすると、施設によって園児一人に対する職員の配置に随分違いがあるものだと思います。

○五十嵐委員

幼稚園、保育所、認定こども園は、今後も存続するかたちとなるのでしょうか。または、幼稚園、保育所はなくなる方向なのでしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長

施設の種別として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園は、並列した形で残っていくものでございます。

国の方針としては、幼保連携型認定こども園を増やしていきたいというものであります。が、幼稚園及び保育所を全て幼保連携型認定こども園に吸収してしまうとの考え方は取っていないものであります。

○大塚委員

その他に、何かございませんでしょうか。

質問等がないようですので、以上で議題を終わりとさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。よろしくお願いたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長

次回の部会の開催日程についてでございますが、現時点で具体の日程は確定しておりませんが、今後の認可申請の状況に応じ、日程を調整して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。

以上をもちまして、平成 26 年度第 1 回岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会を終了いたします。

ありがとうございました。